　年　月　日

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

○○○部長　　　　　殿

（プロジェクト担当部長）

（住所）

（法人名等）

（役職名　氏名） ㊞

　　　　　年　　月　　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」 について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第３２条第１項の規定により通知します。

記

１．出願国

２．出願に係る産業財産権の種類

３．発明等の名称

４．出願年月日

５．出願番号

６．出願人名

７．代理人

８．優先権主張

９．出願前の移転

10．添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 契約管理番号 | ○○○○○○○○－○ |

「産業財産権出願通知書」記載要領

１．「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。

２．「出願国」の欄には、受託者が出願若しくはＰＣＴ国内書面を提出した若しくは意匠の国際出願の国際公表後に国内手続を開始した指定締約国の国名又は機関名（国コードでも可。以下同じ。）を記載すること。

なお、ＰＣＴ国際出願である場合は、ＰＣＴ（全指定）、ＰＣＴ（日本国以外指定）のように記載すること。また、意匠の国際出願である場合は、ＷＩＰＯ国際事務局と記載すること。

３．「出願に係る産業財産権の種類」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は育成者権の別を記載すること。

４．「発明等の名称」の欄には、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称を記載すること。

５．「出願年月日」の欄には、出願年月日又は申請年月日を記載すること。

なお、ＰＣＴ国内書面の提出である場合は、国際出願年月日及び国内移行年月日を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものである場合は、国際出願日を記載すること。さらに、分割出願である場合は、分割出願提出年月日及び原出願年月日を記載すること（変更出願も同様とする。）。

６．「出願番号」の欄には、出願番号又は受付番号（意匠の国際出願の場合は参照番号）を記載すること。

なお、ＰＣＴ国内書面の提出である場合は、国内出願番号及び国際出願番号を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものであって国内出願番号が付与されたものである場合は、国内出願番号及び国際出願時の参照番号を記載すること。さらに、分割出願である場合は、出願番号及び原出願番号を記載すること（変更出願も同様とする。）。

７．「出願人名」の欄には、出願人全員の名称又は氏名を記載すること。また、外国籍である場合は出願人名の次に（　）で国名を記載すること。

８．「優先権主張」の欄には、次の(1)から(4)までの事項を記載すること（優先権主張が複数あるときは、すべて記載すること。）。

(1) 「パリ条約による優先権等の主張」、「先の出願に基づく優先権主張」、「種苗法第１１条の優先権主張」のいずれかを記載すること。（優先権主張がない場合は「なし」と記載すること。）

(2) 優先権主張の基礎となる出願国名を記載する。（先の出願に基づく優先権主張（国内優先権主張）の場合は省略する。）

(3) 優先権主張の基礎となる出願番号を記載する。

(4) 優先権主張の基礎となる出願の出願年月日を記載する。

９．出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称又は氏名を記載すること。

なお、２００９年度以降の新規契約に係る成果であって当機構の事前承認が必要である移転の場合は、当機構の移転承認書の写しを添付しなければならない。

10．添付書類として、例えば、次のような書類を提出すること。

(1) 国内出願である場合は、出願プルーフの願書及び明細書の発明の名称の写し。

(2) ＰＣＴ国際出願である場合は、願書及び受領書の写し。

(3) ＰＣＴ日本国内書面の提出である場合は、国内書面、出願番号通知及び国際公開公報の写し。

(4) 外国出願（ＰＣＴ国際出願の日本国以外の国内書面の提出及び意匠の国際出願で指定締約国において手続を開始したものを含む。）である場合は、約款第３２条第１項に記載されている項目が確認できる書類等の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は和訳文を提出する。